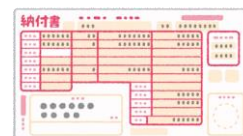


誰にでも関係のある

「不動産」について、考えていきましょう！

⑧不動産を買った時の税金



～家を購入した時にだけ発生する税金とは？～

1、印紙税

不動産の売買契約書や建築に関する請負契約書、住宅ローンの借り入れ時に交わす金銭消費貸借契約書など、様々な契約書(または領収書)に対してかかる税金です。

2、不動産取得税

土地や家屋などの不動産を取得したときに1度だけ課税される税金です。取得した際に有償か無償か、登記があるかないかに関係なく課税されます。

3、登録免許税

一般的にあまりなじみのない税金かもしれませんが、登録免許税は家を建てたり、土地を売買したりする時に行う「登記手続き」に対してかかる税金です。

～家の購入後に毎年支払いが発生する税金とは？～

1、固定資産税

土地や家屋、田んぼ、畑、山林など、不動産を所有している住民に対して課される税金が「固定資産税」です。固定資産税は毎年1月1日の時点で不動産を所有する人に対し毎年課税されます。

2、都市計画税

各都市の定めている「都市計画区域」のうち、「市街化区域」内に所在する土地や家屋などの不動産を所有する人に対して課される税金です。

今回ご紹介した中で軽減措置がある項目もありますので、内容や税率など知りたい方は、お気軽にお問合せください！



次回は
「⑨不動産を売った時の税金」をお伝えします。

梅雨の 湿気対策



日常生活をする上で最適な湿度は40%~60%といわれています。湿度が高いと、カビやダニ・害虫の発生、放っておくと建物が傷んだり、アレルギー症状や熱中症の原因になったりする可能性があります。湿気による悪影響がおきる前に日頃からの湿気対策が必要です。それでは具体的にどんな湿気対策が必要なのでしょう。今回は、簡単にできる湿気対策をご紹介します。

① こまめに換気する

梅雨の時期は雨が降りやすいので、一日中窓を閉めっぱなしというご家庭も多いですが、空気が流れが滞ると湿気がこもって結露が発生する原因となります。雨が降っている時こそ、窓を開けてこまめに換気し、室内の湿気を外に逃がすようにしましょう。

② 除湿器・エアコンを使う

湿度が60%を超えると結露やカビが発生しやすくなります。自宅に湿度計を置いて、60%を超えたら除湿器やエアコンの使用をおすすめします。

③ 結露は早めに除去する

窓などに結露ができてしまったときは、雑巾や新聞紙などを使ってなるべく早めに水分を拭き取りましょう。新聞紙に含まれるインクにはツヤだしやガラスの曇り防止の効果が期待できるため、窓もきれいになって一石二鳥です。

不動産・相続に関する様々な情報を
You Tube にて発信中！！



< 編集後記 >



紫陽花(あじさい)

紫陽花は主に春と夏の間期の季節、いわゆる梅雨の季節に開花する花です。紫陽花の種類と品種は多数存在しており実に2000種類以上もの種類があるとても豊かな花です。紫陽花の品種改良も盛んに行われており今現在でも新しい種類の紫陽花が生まれ続けています。

これからのジメジメ過ぎにくい梅雨の時期を、ご家庭でも季節の植物で彩り乗り越えましょう！

当社ホームページ

▶ 当社公式
You Tubeチャンネル
をご覧ください

視聴は
こちらから→



<https://www.fudosan-sozoku.net>

Googleにて
『不動産・相続サポート百万石建設(株)』を検索

会社情報など掲載しています！

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部

〒028-3615

岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(1)2709号

お気軽にお電話ください。

TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ



メール
登録



ライン
登録

